

農薬登録基準の設定を不要とする農薬について(案)

資料目次

農薬名	新規／既登録	ページ
(水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る)		
1 クマリン系	既登録	1
2 クロロファシノン	既登録	2
(参考) 殺そ剤に係る農薬登録基準の設定について (対応案)		3

令和2年5月18日

環境省 水・大気環境局 土壌環境課 農薬環境管理室

基準値設定不要農薬(案) 概要

農薬名	使用目的	設定不要理由
1 クマリン系	殺そ剤	河川等の水系に流出するおそれが極めて少ない
2 クロロファシノン	殺そ剤	河川等の水系に流出するおそれが極めて少ない

水域の生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る
農薬登録基準の設定を不要とする農薬について（クマリン系）（案）

下記農薬のクマリン系はワルファリンを成分とする殺そ剤であり、その作用機構はビタミンKの代謝拮抗物質で血液凝固を阻止し、腹腔内の内出血で死亡する。

本邦での初回登録は1951年である。

製剤は粒剤、粉末及び水溶剤が、適用作物等は貯蔵穀物等及び野そが加害する農作物等として登録されている。

本剤は、倉庫内での使用、そ穴への配置使用又は容器・包装に封入された状態での配置使用に限定されることから、当該農薬の成分物質等が河川等の水系に流出するおそれが極めて少ないと考えられる。

このため、「殺そ剤に係る農薬登録基準の設定について（対応案）」（令和2年1月10日中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会（第73回）了承）に基づき、「水系へのばく露のおそれが極めて少ないと認められる農薬」に該当するものとして、水域の生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録基準の設定を行う必要がない農薬として整理したい。

記

農薬名	使用目的	適用場所	使用方法の概要
クマリン系	殺そ剤	倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 水に溶かし、容器に入れて、ねずみの通路等に配置する。 ➤ 本剤をそのまま、又は小麦粉等でうすめたものを、ねずみの出入口、通路等に散布する。 ➤ ねずみの通路より1～0.5m離れた物陰に配置する。ねずみの喫食により減量した量だけ補充し、減量しなくなるまでこれを4～5日間くり返す。
		農地、山林等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本剤をそのまま、又は紙包み等にしそ穴に投入する。防水性小袋の場合は、野その通路等にそのまま配置する。 ➤ 本剤10g～100gをベイトボックスに入れ、適宜配置する。

水域の生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る
農薬登録基準の設定を不要とする農薬について（クロロファシノン）（案）

下記農薬のクロロファシノンはインダンジオン構造を有する殺そ剤であり、その作用機構はげっ歯類に経口摂取させた場合、血液中の凝血要素の量が減少することにより内出血が起こり、死に至る。

本邦での初回登録は1973年である。

製剤は粒剤が、適用作物等は貯蔵穀物等及び野そが加害する農作物等として登録されている。

本剤は、倉庫内での使用、又はそ穴への配置使用に限定されることから、当該農薬の成分物質等が河川等の水系に流出するおそれが極めて少ないと考えられる。

このため、「殺そ剤に係る農薬登録基準の設定について（対応案）」（令和2年1月10日中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第73回）了承）に基づき、「水系へのばく露のおそれが極めて少ないと認められる農薬」に該当するものとして、水域の生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録基準の設定を行う必要がない農薬として整理したい。

記

農薬名	使用目的	適用場所	使用方法の概要
クロロファシノン	殺そ剤	倉庫	➤ 一箇所当たり約25粒を数箇所に配置する。使用箇所及び使用量は適宜増減する。毒餌施用後は、喫食箇所に対して、3～5日間連続配置する。
		農地、山林等	➤ 本剤約10～25粒を紙包みとし、巣穴に投入する。使用量は通常10a当り、本剤250～500gとなる。毒餌施用後は、喫食箇所に対して、3～5日間連続配置する。

殺そ剤に係る農薬登録基準の設定について（対応案）

「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）においては、殺そ剤が配置して使用される¹場合に、水系へのばく露のおそれが極めて少ないと認められるものとして、PEC計算結果の提出が省略されることとされている。

現時点では、クマリン系及びクロロファシノンがこれに該当しうる（p.3-4参考資料）ものの、過去の水産検討会において、農地や山林に配置されるものについては、水系への流出も考えられる旨、指摘があった。

○農薬の登録申請において提出すべき資料について

（平成31年3月29日付け30消安第6278号）（抜粋）

有効成分等が農地に混入及び河川等の水系に流出するおそれがないと考えられる次の（1）～（6）に該当する場合は、環境中予測濃度算定に関する試験成績の提出を要しない。

- （1）誘引剤等、当該農薬の成分物質が封入された状態で使用される場合
- （2）忌避剤、殺そ剤、ナメクジ駆除剤等、配置して使用される場合
- （3）適用農作物に塗布し、又は適用農作物の樹幹に注入して使用される場合
- （4）倉庫、温室等の施設内でのみ使用される場合
- （5）エアゾル剤等、一度に広範囲かつ多量に使用されることがない場合
- （6）粉衣など種子等に直接付着させて使用される場合

今般、農林水産省において、農薬製造業者に確認し、殺そ剤の使用方法等による水系への流出の可能性を検討した結果、以下のとおり整理された。

- ▶ 防水加工された小袋については、水系に流出するおそれはないが、防水加工されていない小袋、紙での包装及び包装が行われぬものについては、雨水等により水系に流出する可能性がある。
- ▶ ただし、使用する場所が「そ穴」については、直接雨水等により、水系に流出するおそれがないと考えられる。

以上を踏まえ、上記「農薬の登録申請において提出すべき資料について」を

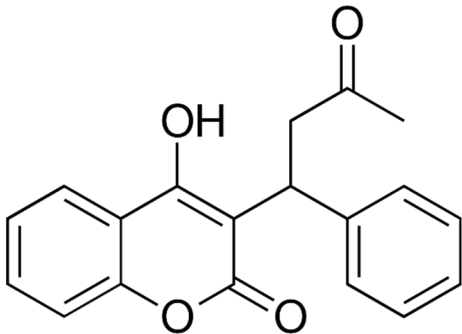
¹ ネズミの被害のあるほ場において、巣穴や通路に局所的に配置するもの。山林等で被害の多い場所では格子状に配置する場合もある。

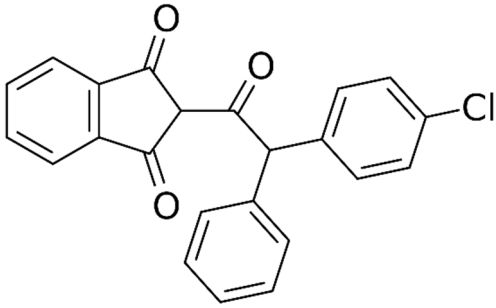
改正し、殺そ剤については、使用方法が配置であって、

- そ穴等の閉鎖的な環境に配置される場合、又は
- 成分物質の水系への流出が想定されない容器・包装に封入された状態で使用される場合

に限り、従来どおり「水系へのばく露のおそれが極めて少ないと認められる農薬」とみなす。それ以外のもは水系への流出を考慮することとし、基準値（水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準、水質汚濁に係る農薬登録基準）を設定することとする。

(参考資料) クマリン系及びクロロファシノンの使用方法

農薬名	化学名及び化学式	使用方法 (例)
クマリン系 (ワルファリン)	<p>3-(α-アセトニルベンジル)-4-ヒドロキシクマリン</p> 	<p>(1) 農地の場合は10アール当たり300gとし、25gずつ畔に配置する。 (2) 山林などネズミ穴の解りにくい場所では10アールに300gの割合で適宜に配置すること。 (3) 毒餌施用後は喫食箇所に対して、3～5日間連続配置する。</p>
		<p>本剤10～20gを紙に包むか、又は給餌器に入れ、ねずみの出没する場所に配置する。なくなったら補充して、4～5日間連続投与する。</p>
		<p>本剤1gに対し穀粉など4gの割合でうすめ、適当な容器に入れるか、紙包み（防水紙）としたもの約5gずつを、250～750g/10aの割合でソ穴、出入口、通路に投入するか、適宜配置する。</p>
		<p>【農地】</p> <p>1) 5g小袋使用の場合:そのままソ穴に投入するか、野ソの通路に配置する。又、3m×3mの格子状に本剤5g小袋をそのまま1ヶ所に1袋配置する。 2) 10g小袋使用の場合:そのまま野ソの通路に配置する。又、4.5m×4.5mの格子状に本剤10g小袋をそのまま1ヶ所に1袋配置する。あるいは6.5m×6.5mの格子状に本剤10g小袋をそのまま1ヶ所に2袋配置する。 3) 20g小袋使用の場合:そのまま野ソの通路に配置する。又、6.5m×6.5mの格子状に本剤20g小袋をそのまま1ヶ所に1袋配置する。</p>
<p>【山林】</p> <p>1) 5g小袋使用の場合:そのまま6.5m×6.5mの格子状に1ヶ所に4袋を造林地及びその周辺30mに適宜配置する。</p>		

		<p>2) 10g 小袋使用の場合:そのまま 6.5m×6.5m の格子状に 1ヶ所に 2 袋を造林地及びその周辺 30m に適宜配置する。</p> <p>3) 20g 小袋使用の場合:そのまま 6.5m×6.5m の格子状に 1ヶ所に 1 袋を造林地及びその周辺 30m に適宜配置する。</p> <p>ソ穴 1 か所当り 5～10g をそのまま又は紙袋として投入する。</p> <p>ソ穴の近くにベイトボックスを設置し、ベイトボックス 1 か所当り 15～50g をそのまま又は紙袋として配置する。</p>
<p>クロロファシノン</p>	<p>2-[(パラ-クロロフェニル)-フェニルアセチル]-1,3-インダンジオン</p> 	<p>本剤約 10 粒を紙包みとし、ソ穴に投入する。使用量は通常 10 アール当り、本剤 250～500g となる。毒餌施用後は、喫食箇所に対して、3～5 日間連続配置する。</p> <p>本剤約 25 粒を紙包みとし、巣穴に投入する。使用量は通常 10 アール当り、本剤 250～500g となる。毒餌施用後は、喫食箇所に対して、3～5 日間連続配置する。</p>

(出典) 農薬登録情報提供システム ((独) 農林水産消費安全技術センター)